

令和8年2月1日から2月28日まで 第2回「化学物質管理強調月間」を実施します

京都労働局 労働基準部 健康安全課

令和7年度「化学物質管理強調月間」スローガン

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われています。

厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、事業者の自律的な管理を基軸とする新たな化学物質規制を導入し、令和6年4月から完全施行しています。

「化学物質管理強調月間」（毎年2月）は、厚生労働省と環境省、経済産業省が連携し、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図る目的として、令和6年度に初めて実施され、本年度で第2回を迎えます。

事業者の皆さんにおかれましては、下記の事項を実施いただきますようお願いいたします。

事業者の実施事項

- 1 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び
化学物質の安全データシート(SDS)等による危険有害性等の確認
- 2 ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、その結果に基づく
ばく露低減措置の実施等
 - ・ 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
 - ・ SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - ・ リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル(建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業等)活用
 - ・ 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
 - ・ ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について労働者の意見を聞く機会を設け、その記録の作成・保存
 - ・ ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - ・ 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - ・ 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
 - ・ 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - ・ 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施
 - ・ 特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - ・ 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
 - ・ 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
- 3 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- 4 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 5 スローガン等の掲示
- 6 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 7 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



化学物質は、
業種を問わず、
使用されています。
まずは、身近な
製品のラベル・
安全データシート
(SDS)をチェック！

参考資料等は次ページをご参照ください。



京都労働局『化学物質対策セミナー』のご案内

京都労働局では、「化学物質管理強調月間」中の**令和8年2月6日(金)**に『化学物質対策セミナー』を開催いたします。

(14:00から16:00 WEB参加と会場参加の併用)

オンライン



受付サイト
二次元コード

会場



「労働局・労働基準監督署説明会受付サイト」
から申込してください。
申込パスワードはいずれも「kagaku2026」
申込締切 1月30日(金)

※ このほか、厚生労働省主催により、全国の各労働局等において、それぞれ「化学物質管理強調月間特別イベント」(①リスクアセスメントの実施・リスク低減対策の講習、②基調講演や意見交換、事例紹介)の開催が予定されるなど、月間にさまざまな取り組みが行われます。

取組実施事項に関する参考ウェブサイト等

職場における化学物質管理については、以下のウェブサイトに掲載されている資料、支援ツール、相談窓口等が参考となります。

これらをご活用の上、化学物質管理にお取り組み願います。



厚生労働省プレスリリース

『第2回「化学物質管理強調月間」を2月に実施』

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46325.html

… 化学物質管理強調月間実施要綱の全文はこちらを参照願います。



◀ 厚生労働省ポータルサイト「職場の化学物質管理の道しるべ ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

… 化学物質による労働災害の事例、対策の進め方等について掲載しています。



厚生労働省 職場のあんぜんサイト内「化学物質」のページ

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html

… モデルSDS、化学物質リスクアセスメント支援ツール等を掲載しています。



◀ 厚生労働省 「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

… 対象物質一覧、関係法令・告示・通達等を掲載しています。



令和7年度 厚生労働省 「化学物質管理に関する相談窓口」のご案内

<https://technohill.co.jp/telsoudan/> (委託先:テクノヒル(株))

… 主に中小規模事業場からの労働安全衛生法に基づく化学物質の自律的な管理に関する一般的なご質問にお答えする**無料相談窓口(電話050-5577-4862)**を設置しています。

【令和8年3月18日(水)までの平日10:00~17:00 (12:00~13:00、土日祝日、年末年始を除きます。)】

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表(R7年度版)

☑がつかない場合は、**解説** やリンク先の情報等を参照して確認しましょう。

(☑欄)

① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント(RA)対象物であるかを把握していますか。

解説 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。

令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のRA対象物は上二次元コードのExcelリスト(<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001168179.xlsx>)をご覧ください。また、令和9年4月1日には約150物質が追加される予定ですが、追加物質については、下二次元コードのExcelリスト(<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001474394.xlsx>)をご確認ください。

R7,R8追加分



R9追加分



② 化学物質管理者を選任していますか。

解説 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。

化学物質管理者の選任については、右二次元コードのQ&Aの10ページに記載のNo.2-1-1,2-2-2をご確認ください。

化学物質による
労働災害防止の
ための新たな規
制に関するQ&A



③ RAを実施していますか。

解説 リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。右二次元コードのQ&Aも参照してください。

化学物質対策に
関するQ&A(リ
スクアセスメント
関係)



Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。

Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。

厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、□に✓をつけてください。

- ・業種・作業別マニュアル(二次元コード左)
- ・建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル(二次元コード右)

分業種・作業別マニュアル



建設業の業種・作業別マニュアル





④ RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

解説 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。右二次元コードのQ&Aも参照してください。

化学物質対策に関するQ&A(リスクアセスメント関係)



Q12-1リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。

Q12-2リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。

③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、□に✓をつけてください。

□ ⑤ 安全データシート(SDS)とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

解説 化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。右二次元コードのQ&Aも参照してください。

化学物質対策に関するQ&A(リスクアセスメント関係)



Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。

Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。

□ ⑥ (保護具を使用している場合)保護具着用管理責任者を選任していますか。

解説 保護具着用管理責任者の選任については、右二次元コードのQ&Aの11ページ以降に記載のNo.2-2-1,2-2-2をご確認ください。

化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A



□ ⑦ (化学物質の譲渡・提供を行っている場合)ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。

解説 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。右二次元コードのQ&Aも参照してください。

化学物質対策に関するQ&A(リスクアセスメント関係)



Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。

Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。

